

# 松本市役所新庁舎建設事業発注支援業務委託プロポーザル評価基準書

## 1 評価基準書について

この基準は、松本市役所新庁舎建設事業発注支援業務委託の契約候補者を選定するための評価の基準等について示すものである。

## 2 契約候補者の選定

- (1) 契約候補者の選定は、企画提案書やヒアリングの内容を踏まえ、次頁の評価基準表に基づく審査委員会の各委員の採点により、合計点が最も高い提案者を契約候補者とする。
- (2) 契約候補者と優先的に契約交渉を行うこととし、契約協議が整わなかった場合は、次点者と契約交渉を行う。
- (3) 全委員の技術評価点の合計720点中432点（6割）を最低基準と定め、最低基準に満たない場合は、契約候補者としない。
- (4) 同点の場合は、審査委員会の協議により、技術評価点の高い者を契約候補者として決定する。

## 3 評価基準と採点の方法

評価は、Cを標準に5段階評価とし、採点は、各項目の配点に以下の評価基準の係数を乗じて算出する。

評価	評価基準	得点率
A	特に優れている。高度の能力を有する。基本構想や基本計画に示す内容、要件、方式等の具現化に向け、的確かつ具体的に示されている。	100%
B	やや優れている。十分な能力を有する。	80%
C	普通（標準）	60%
D	やや劣る、物足りなさを感じる。	40%
E	特に劣る、任せることが不安。的確さ、具体性を著しく欠いている。	20%

#### 4 技術評価

評価項目		評価内容	配点 (全体)	配点 (委員一人 当たり)
1	業務実績	松本市役所新庁舎の諸条件（現地建替え、事業方式、規模等）を鑑み、提案事業者がこれまで実施した同種業務の実績を評価する。 なお、同種業務とは、平成30年4月1日以降に完了した官公庁の庁舎整備（新築及び大規模改修）におけるPPP・PFI事業等のコンサルティング、発注支援業務をいう。※最大10件まで記載可	40	5
2	実施体制	業務体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等の配置体制が確保されているか。本市の要望等に迅速・柔軟に対応できるか。	40	5
3	実施方針	業務目的などの理解度が高く、基本構想及び基本計画改定版に示す「建設理念・基本的な考え方」や「あり方・導入機能」などの具現化につなげるための方針が的確に提案されているか。	40	5
4	業務内容・ 業務理解度	① 募集要項（案）等作成支援 募集要項（案）及び要求水準書（案）の作成・公開、質問回答対応の体制整備、説明会運営に係る方針や手法について、具体的かつ的確に提案されているか。	120	15
		② 事業者募集支援 設計施工一括発注手法に係る予定価格算定、契約書作成の法的専門性、優先交渉権者決定基準設定、様式集作成の方針や手法について、具体的かつ的確に提案されているか。	120	15
		③ 審査委員会の運営支援 審査委員会の運営、提案書分析や比較資料作成、議事録作成、スケジュールに係る考え方や手法について、具体的かつ的確に提案されているか。	80	10
		④ 契約の締結支援 契約交渉の内容、弁護士等リーガルアドバイザーとの連携体制、契約書確認チェック項目、公表資料作成に係る考え方や手法について、具体的かつ的確に提案されているか。	40	5
		⑤ 事業開始後のモニタリングに関する検討支援 モニタリング実施方法の検討に係る考え方や手法について、具体的かつ的確に提案されているか。	40	5
		⑥ 来庁者実態調査 調査方法の科学性や客観性、分析手法、結果の要求水準書（案）への反映に係る考え方や手法について、具体的に提案されているか。	80	10
5	工程計画	実現可能性の高い工程と、具体的な進捗管理の提案がされているか。	40	5
6	創意工夫	4の業務内容に関連し、より効果的かつ効率的な設計・施工一括業務の発注につなげるための創意工夫が反映された手法が提案されているか。	80	10
技術評価 合計			720	90

#### 5 価格評価

(最低提案見積額/当該提案見積額) × 80 点	
価格評価 合計	80